## 事務処理フロー図

事務名 精神障害者保健福祉手帳変更の届出 根拠法令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第8条第2項

作成部署 福祉保健局中部総合精神保健福祉センター事務室精神障害者保健福祉手帳担当 電話03-3302-7739

《事務	処理フロー図》		標準処理期間計	30日
申請者	出のでの一角出(手帳)をは、一部では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番			
各区市町村窓口	6日 ○ <del>*** *** *** *** *** *** *** *** *** *</del>	5日		
福祉センター 中部総合精神保健	9日 8日 ○ → ○ → ○ → 登録データ 変更	0		

《事務処理フロー図の説明》

《事務処理フロー図の説明》					
項番	項目	説 明			
1	窓口届出(手帳)	記載事項変更届と手帳(原本)を区 市町村窓口に届出			
2	記載事項変更・ 手帳返却	区市町村窓口で変更事項を手帳に 記載後、手帳の写しを取り、その場で 申請者に手帳を返却			
3	形式審査	記載事項変更届と変更後の手帳の 写しの確認及び処理簿の作成			
4	送付	記載事項変更届と変更後の手帳の 写しを処理機関である中部総合精神 保健福祉センターへ送付			
5	実質審査	書類について審査基準を満たしてい るか審査			
6	登録データ変更	審査結果に基づき、手帳の登録データを変更し、未発行一覧表を作成			
7	送付	未発行一覧表を各区市町村窓口へ 送付			
8	内容確認	送付された未発行一覧表の内容確 認			
9					
10					